

部分払に関する特約条項

（部分払）

- 第1条 受注者は、業務の完了前に、既履行部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により協会に請求しなければならない。
- 3 協会は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、協会は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 業務委託料相当額は、協会と受注者とが協議して定める。ただし、協会が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、協会が定め、受注者に通知する。
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡しに係る業務委託料の不払に対する業務中止）及び（瑕疵担保）

- 第2条 この契約に基づき特約条項第1条を適用する場合の契約にあつては、次の各号のとおり定める。
- (1) 第30条第1項中「第29条において準用される第28条の規定に基づく支払い」とあるのは、「第29条又は特約条項第1条において準用される第28条の規定に基づく支払い」と読み替える。
- (2) 第31条第2項中「(第29条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「(特約条項第1条並びに第29条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）」と読み替える。